

長期優良住宅【変更】認定申請 添付書類チェックリスト

【長期優良住宅の申請は平日 9 時～12 時、13 時～16 時の間で受付します】

■ 計画の変更に関するもの(法第8条1項または軽微な変更)

添付書類	正・副二部提出してください
変更認定申請書	☐ 有
委任状	☐ 有 ☐ 「技術的審査業務規程第5条第1項による認定申請業務」ではなく、「長期優良住宅建築等計画の認定申請業務」または「長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく手続き」に係る委任状である(※代理者になれるのは 建築士 または 行政書士 です) ☐ 無(申請者本人(法人名義の申請であれば被雇用者)が来庁)
変更書類	☐ 有(当初申請時の提出書類に変更有) ➡ 変更した書類(確認書等)、変更図面を添付 ※変更図面は変更箇所が分かるようにしてください。当初申請時に提出していない図面については、変更していても提出は不要です。 ☐ 無(当初申請時の提出書類に変更なし。申請者名、地番等の変更のみの場合)

■ 譲受人の決定／管理者等の選任に関するもの(法第9条第1項または第3項)

添付書類	正・副二部提出してください
変更認定申請書	☐ 有
委任状	☐ 有 ☐ 「技術的審査業務規程第5条第1項による認定申請業務」ではなく、「長期優良住宅建築等計画の認定申請業務」または「長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく手続き」に係る委任状である(※代理者になれるのは 建築士 または 行政書士 です) ☐ 無(申請者本人(分譲事業者(法人名義の申請であれば被雇用者)もしくは譲受人／管理者等)が来庁)
維持保全計画	☐ 有 ☐ 無(当初申請時の維持保全計画に変更なし)

■ 地位の承継に関するもの(法第10条)

添付書類	正・副二部提出してください
承認申請書	☐ 有
委任状	☐ 有 ☐ 「技術的審査業務規程第5条第1項による認定申請業務」ではなく、「長期優良住宅建築等計画の認定申請業務」または「長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく手続き」に係る委任状である(※代理者になれるのは 建築士 または 行政書士 です) ☐ 無(申請者本人(法人名義の申請であれば被雇用者)が来庁)
地位の承継を証する書類	☐ 認定された住宅の所有権が移ったことを確認できる書類を添付してください。 【 例：登記簿謄本、売買契約書 等 】

連絡先	認定書が発行された際の連絡先をご記入ください
会社名 担当者名	
電話番号	